

利用者支援事業（児童の福祉の増進について相談に応ずる事業）届出要領

令和4年（2022年）3月1日

熊本県子ども未来課

社会福祉法（以下「法」という）第六十九条の規定により、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（利用者支援事業）の開始、変更、休止及び廃止については、都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業（政令指定都市を除く。）

社会福祉法第二条第三項に規定する児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）

2 届出書類

(1) 事業開始時

- ・ 利用者支援事業開始届出書（別記第1号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 収支予算書及び事業計画書

(2) 届出事項に変更が生じた時

- ・ 利用者支援事業変更届出書、変更前後表（別記第2号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 収支予算書及び事業計画書

資料の記載内容に変更が生じた場合

(3) 事業廃止（休止）時

- ・ 利用者支援事業廃止（休止）届出書（別記第3号様式）

3 届出期限

(1) 事業開始時・・・事業を開始した日から1月以内

(2) 届出事項に変更が生じた時・・・変更の日から1月以内

(3) 事業廃止（休止）時・・・事業を廃止（休止）した日から1月以内

※提出期限を越えて提出する場合、遅延理由書（任意様式）等の別途資料の添付が必要となるため、事前に県担当者に連絡すること。

4 提出部数

正本1部・副本1部

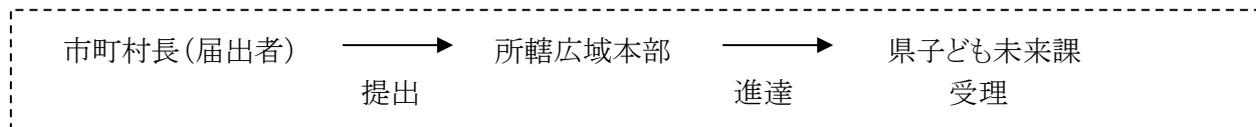
5 提出先

以下のフロー図に従い、事業実施者は市町村長に、市町村長は管轄の広域本部に提出する。

法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の実施要綱では事業の実施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長を経由して届け出るよう求めることとする。ただし、事業実施者の緒事情により市町村長を経由した届け出が困難である場合は、この限りでない。

○フロー図

(1) 市町村長が届け出る場合



(2) 市町村長以外の者が届け出る場合



6 届出書の受理

県（子ども未来課）で受理した届出書に対しては、原則として届出を受けた旨の受理通知等を行わないものとする。ただし、届出者から特段の申し出があった場合は、受付印を押印した届出書の写しを届出者に送付することとする。

7 その他

届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止（休止）時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。